

令和元年7月8日
内閣官房アイヌ総合政策室
文部科学省高等教育局
研究振興局
国土交通省北海道局

大学が保管しているアイヌ遺骨の集約・返還業務の運用について

「大学が保管しているアイヌ遺骨の集約・返還業務について」（平成26年1月27日内閣官房・文部科学省・国土交通省）による所管府省の分担について、アイヌ遺骨等の返還手続及び集約の実現に当たり、文部科学省及び国土交通省の事務に下記の事務がそれぞれ含まれることを確認する。

記

1 所掌事務について

(1) 文部科学省

アイヌ遺骨等の返還手続についてのガイドラインの実施に当たり必要なアイヌ遺骨等の返還に関する調査（個人特定調査、遺骨の一体化調査、樺太等返還に当たり特に留意が必要な出土地域に関する調査等）の実施

(2) 国土交通省

象徴空間における慰霊施設（墓所、慰霊行事施設、モニュメント等）の整備、改修及び管理